

第 75 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 26 年 5 月 12 日 (月) 14:00 ~ 15:00

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階 共用第一特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、中島委員長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計情報部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府大臣官房総括審議官、杉原内閣府大臣官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諒問第 66 号「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」
- (2) 諒問第 67 号「港湾調査の変更について」
- (3) 統計委員会専門委員の発令等について
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事録

○西村委員長 定刻より少し早いですけれども、皆さんお揃いですので、ただいまから第 75 回「統計委員会」を開催します。

本日は、北村委員、中山委員が所用のため御欠席です。

また、4 月の人事異動に伴いオブザーバーとして御出席いただく方が交代しましたので、一言御挨拶を頂ければと思います。

農林水産省の小風大臣官房統計部長にお願いいたします。

○小風農林水産省大臣官房統計情報部長 御紹介いただきました、4月1日付で農林水産省大臣官房の統計部長を拝命いたしました小風です。よろしくお願ひします。

○西村委員長 よろしくお願ひします。

委員会の事務局にも人事異動がありましたので、一言御挨拶を頂ければと思います。

内閣府の杉原大臣官房審議官、お願ひいたします。

○杉原内閣府大臣官房審議官 杉原です。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認願います。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容と併せて確認いたします。

本日は、2つの基幹統計調査の諮問があります。

資料1は、学校基本調査に関するものです。

資料2は、港湾調査についてです。

資料3は、この2つの諮問に伴って任命される統計委員会専門委員の名簿です。

資料4は、それらの専門委員の部会への配置を示すものです。

資料5は、議事の(4)に対応いたしますが、サービス統計・企業統計部会の審議状況についての報告です。

資料6は、議事の(5)その他で御審議いただく、各府省が主催する研究会等への参画についての委員申合せ案に対応しております。

それから、委員の方々だけで恐縮ですが、平成26年3月25日に閣議決定されました第Ⅱ期基本計画をお配りしております。

私からは以上です。

○西村委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

諮問第66号「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」(諮問)につきまして、総務省から御説明いただきます。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 総務省です。

それでは、お手元の資料1で、2つ目のクリップを外していただきまして、一番下の「資料1の参考」という資料で説明いたします。

学校基本調査の概要、諮問事項及び審議の留意事項といったものについて、簡潔に説明いたします。

初めに、調査の概要は、「資料1の参考」の6ページに「学校基本調査の概要」という資料がありますが、学校基本調査は、文部科学省が実施しております基幹統計調査で、その目的は、一番上の「調査の目的」に記載しておりますとおり、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項である学校数、在学者数などを明らかにすることです。

調査は、その下に記載しておりますけれども、昭和23年以降、毎年実施しておりますと、学校教育法に規定する全ての学校等約5万6,700校及び全ての市町村教育委員会約1,700を

対象といたしまして、施設の種類、調査の内容等別に作成している28種類の調査票を用いて、学校数、学級数、児童・生徒の数、教職員数、入学者数、卒業者数等の状況について、都道府県・市区町村を経由した郵送又はオンライン調査で調査しております。

調査結果につきましては、一番下の「利活用状況」というところに記載しておりますとおり、学級編制、教職員定数の設定等、全国的な基準の設定・見直しのための基礎資料、あるいは中央教育審議会の資料、さらに地方交付税の算定基礎等の資料といった形で幅広く活用されているものであります。

次に、今回の諮問事項ですが、大別しますと、調査計画の内容の変更及び基幹統計の名称の変更、この2つの変更を承認することについてです。

最初に、調査計画の内容の変更については、資料の7ページを御覧願います。

2つ枠書きがありますけれども、上段の枠書きには「近年の重要課題」ということで、今回の変更の背景について、また、下段の枠書きには「平成27年学校基本調査の主な見直しのポイント」ということで、上段の枠書きに対応して今回、主にどのような変更を予定しているのかということについて整理しております。

まず、1つ目の変更ですが、上段の枠書きに近年の社会情勢の変化の1つとして記載しております保育施設の不足による待機児童の増加。こうしたことを背景といたしまして、平成27年4月に新たな幼保連携型認定こども園というものが創設される予定です。

それに対応いたしまして、その教職員数や在園者数等の実態を把握するために、下段の枠書きの「調査票の施設」というところに記載しておりますけれども、学校調査票の1つとして「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」を新設することを計画しております。

新たに創設される幼保連携型認定こども園につきまして、簡単に説明したいと思います。

「資料1の参考」の最後の11ページを御覧いただければと思います。実は幼保連携型認定こども園自体は、現在も幼稚園と保育所が連携して教育及び保育を提供する施設として存在しております。しかしながら、現在のこども園は、下の図的なものの左に書いてありますとおり、いわゆる幼稚園の部分は学校教育法に基づく認可、保育所の部分は児童福祉法に基づく認可という形となっておりまして、指導監督あるいは財政支援措置もそれぞれ別制度になっている状況です。

これに対しまして、右側の新しくできる幼保連携型認定こども園は、幼稚園が提供していた教育と保育所が提供していた保育を一体的に提供する单一の施設として、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律という1つの法律に基づくものになりますと、指導監督や財政支援措置も一本化されることとなっております。

こうした形で新たに創設される幼保連携型認定こども園について、その実態を把握するために、新しい調査票として「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」を新設するということです。

資料の7ページにお戻りいただきまして、2つ目の変更です。

上段の枠書きに記載しておりますけれども、昨年6月に閣議決定されました日本再興戦

略におきまして、社会人教育の推進や外国人留学生の受入促進といった課題が掲げられておりまして、これらの課題の検討に資する情報を得ることが求められているところです。

これに対応いたしまして、下段の枠書きの「調査事項の変更」の1つ目のポツに記載しておりますが、「学部学生内訳票」という調査票におきまして、大学学部等への社会人学生及び外国人留学生の入学状況を把握するため、「年齢別入学者数」及び「留学生の入学者数」といった調査事項を追加することが計画されております。

続きまして、3つ目の変更ですが、上段の枠書きで近年の社会情勢の変化の1つとして記載しております非正規雇用の増加を踏まえまして、若年者雇用の推進方策の検討に資する情報を得ることが必要となっております。

これに対応した形で、下段の枠書きの「調査事項の変更」の2つ目のポツに記載しておりますとおり、「卒業後の状況調査票」という調査票におきまして、高等学校等の卒業生の就業形態をより詳細に把握するために、「就職者数」という調査事項につきまして、「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」という形で細分化することが計画されております。

調査計画の変更としては、これらのほか、下段の枠書きの「調査事項の変更」の3つ目のポツ以降に記載しておりますとおり、障害者支援施設等の入所者の就労状況や、地方公共団体から国立大学法人への寄附金、あるいは公立大学法人への補助金の支出状況を把握するための調査事項の変更も計画されているところです。

次に、基幹統計の名称変更についてですが、資料の4ページ中段を御覧願います。

「学校基本調査（基幹統計）の指定の変更（名称変更）」という見出しがありますが、学校基本調査につきましては、現在、基幹統計調査の名称と基幹統計の名称が同一になってしまっており、これらを分けるために、基幹統計の名称を学校基本調査から適切な名称、例えば「学校基本統計」といった名称に変更することが計画されているところです。これはあくまでも基幹統計の名称変更であります、基幹統計調査の名称は、従来どおり「学校基本調査」で変更ありません。

続きまして、審議の留意事項についてです。4ページの下段「3 特記事項」を御覧願います。

今回御審議願いたい事項は、ただいま説明いたしました調査計画の内容の変更や基幹統計の名称の変更、これらの適否のほかに、2つの事項についても御審議いただきたいと考えております。

1つ目は「特記事項」の（1）に記載している部分ですが、学校基本調査につきましては、平成24年調査の実施に係る調査計画の変更、このときは軽微変更で処理させていただいているものですが、この変更に係る承認時に、近年の非正規雇用者の増加を踏まえまして、中学校、中等教育学校及び高等学校の卒業生の就業形態を正規、非正規別に把握することを今後の課題として私どもから付しておりました。

これにつきまして、文部科学省で検討が行われた結果、先ほど調査事項の変更のところ

で少し触れましたとおり、今回の調査計画の変更において、中等教育学校及び高等学校の卒業生については、就職者数を正規、非正規別に把握できるよう変更することとしております。

しかしながら、中学生の卒業生につきましては、その大部分が高等学校に進学し、就職する者は極めて少数であるとして、就職者の正規、非正規別の把握は行わないこととしております。

こうした対応の適否につきまして御審議いただきたいと考えているところです。

2つ目は、資料の5ページ、特記事項の「(2)新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係」という部分についてです。

平成27年4月に創設予定の新たな幼保連携型認定こども園につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、教育と保育を一体として提供する施設として、公的に学校であると同時に、児童福祉施設の性格も有しております。

このため、厚生労働省が従来から年1回、児童福祉施設など社会福祉施設を対象として一般統計調査として実施している社会福祉施設等調査の対象にもなる予定です。このため、学校基本調査と社会福祉施設等調査では調査目的や調査期日等々が異なるものの、報告者が両調査に回答する際の負担軽減につきまして、文部科学省と厚生労働省の連携による方策を検討する必要があると考えられ、その方策等につきましても御審議いただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

本件は、人口・社会統計部会に付議し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで御質問、あるいは御意見はありませんか。どうぞ。

○野呂委員 今、御説明いただきました4ページ目の特記事項の(1)ですけれども、確かに非正規、正規の問題は私ども民間研究機関でも非常に关心の高いところでして、大変期待しております。

その上の質問ですが、報告者である大学なり中学校、高校を卒業した生徒が非正規か、正規かということについては、そうした報告者はどの程度把握しているかということです。私自身、卒業した学校に対して、自分が正規か、非正規かという報告をした覚えがありませんし、最近の「学校基本調査」の統計データを拝見いたしましたところ、大学については既に調査を行っており、卒業した生徒さんのうちの大体6%ぐらいが非正規だということで、労働調査などに比べると、この辺は統計の母集団の違いかもしれないですが、低い数字になっております。

質問は、報告者側である学校が、自分の学校を卒業した生徒が正規で就職したのか、非正規で就職したのかというのは、どの程度把握しているのか、もし報告者の感触が分かっていれば教えてほしいと思います。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長補佐 文部科学省です。

例えば大学であれば、就職担当の窓口が、それぞれ卒業生がどこに就職したかといったものを一覧でまとめております。高等学校等であれば、進路指導の先生、そういった方が、大学であればどこの大学に行ったのか、就職であればどこに就職したのか、こういったことを全て把握しておりますので、これまで調査はしていなかったところもあるのですが、今後そういうものについて調査を図っていきたいと考えております。

○野呂委員 ということは、今、大学生の卒業後の状況調査をやっていらっしゃる中で特に「回答しにくい」とか、「分からない」ということがあるわけではないと理解してもよろしいですか。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長補佐 結構です。

○野呂委員 ありがとうございました。

○西村委員長 他にありませんか。お願いします。

○廣松委員 これは前に一度議論をした記憶があるのですが、今回資料として出していた調査票は、この大きさですか。それとも印刷のためにA4になっているのでしょうか。

といいますのは、見てみると、記入欄が極めて小さい。私も大学の事務の人からこのことについて言われた記憶がありまして、確認したいのですが。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長補佐 文部科学省です。

実際の調査票はB4判でお配りしております。今回は委員会の資料ということで、縮小の上、A4判にしてお配りしておりますが、実際にはB4判です。

学校基本調査はオンライン調査も実施しております。オンライン調査の方は、約99%協力していただいておりますので、実際の調査客体の方々には見づらいということはまずないと考えております。

○西村委員長 分かりました。

その他にありませんか。

それでは、本件については、今、野呂委員の問題意識もありましたように、本当にきちんと把握しているかどうかを含めて人口・社会統計部会で御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただきたいと思います。白波瀬部会長、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。諮問第67号「港湾調査の変更について」(諮問)につきまして、総務省から御説明願います。

○総務省(政策統括官室) 総務省政策統括官室です。

お手元の資料2を御覧願います。国土交通省所管の港湾調査の変更についてです。事務局からは調査の概要、主な変更点及び審議すべき重点事項の3点につきまして、簡潔に説明いたします。

恐れ入りますが、クリップを外していただきまして、資料2の最後に付けております「資料2の参考」を御覧願います。少しページが飛びますが、3ページの「港湾調査の概要」

を御覧願います。

まず、「調査の目的」です。本調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和23年から実施しております歴史の長い統計調査です。

次に、「調査の概要」についてです。本調査は、全国160の甲種港湾を対象とし、月次調査として実施している甲種港湾調査と全国557の乙種港湾を対象とし、年次調査として実施している乙種港湾調査の2つから構成されております。

ここで、甲種港湾と乙種港湾についてですが、資料の中ほどに※印で補足として整理しております。

海上運送網の拠点として位置付けられる重要性の高い港湾とそれ以外の港湾に区別しているもので、具体的には調査を効率的に実施するため、入港船舶数や取扱貨物量等により区分しているものです。

次に、調査事項についてです。甲種、乙種の両調査とも入港船舶、船舶乗降人員、あるいは港湾と港湾との間の貨物の輸送といった海上出入貨物の状況について把握しております。

次に、調査方法と調査の流れについてです。本調査は、国土交通省、都道府県を経由した調査員調査です。報告者としては、船舶運航事業者、港湾運送事業者などです。調査内容の専門性などから、調査員の大半は港湾管理者である都道府県、市町村等の地方公共団体の職員です。

次に、「結果の公表」についてです。甲種港湾調査につきましては月報と年報により、乙種港湾につきましては年報としてそれぞれ公表しております。

一番下の「結果の利活用」についてです。港湾管理者による港湾計画の策定や、国土交通省による社会资本整備重点計画の策定などに当たっての将来貨物量の推計等の基礎資料といった形で多方面に活用されております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、5ページにそれぞれの調査事項あるいは集計事項が具体的にどのように施策等に活用されているかについて整理したものを添付しております。

今説明しました港湾調査あるいは社会资本整備重点計画につきましては、海上出入貨物量とか、あるいはコンテナ取扱個数といった調査結果が利活用されているといった形で、それぞれについて整理しております。

左側の面の4ページを御覧願います。

上段の枠書きでは今回の変更の背景について、下段の枠書きではそれぞれに対応し、今回どのような変更を予定しているかについて整理しております。

上段の枠書きの1つ目の○ですが、本調査の5年前の前回答申におきまして、我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、5年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うことが求められており、このことに対応しまして、下段の枠書きの1つ目の○ですが、調査対象港湾の数につきまして、甲種港湾を対象とする調査では「160港」から「161

港」に、乙種港湾を対象とする調査では「557港」から「533港」にそれぞれ変更することを計画しております。

次に、上段の枠書きの2つ目の○ですが、昨年6月に閣議決定された「総合物流施策大綱」を踏まえまして、港湾ターミナルの効率向上に向けた施設整備等の検討に資する情報を得ることが求められており、このことに対応しまして、下段の枠書きの2つ目の○ですが、甲種港湾を対象とする調査の集計事項につきまして、現在把握している調査票情報をより詳細に集計することによりまして、つまり、新たな調査事項を追加することなく、既存の調査事項から得られる情報を活用しまして、港湾ターミナルの効率向上に向けた施設整備等の検討に役立つ情報を提供することを計画しております。

具体的には、従来からTEU単位換算、注書きで補足的に整理しておりますが、コンテナ長さ20フィート、約6メートルを1TEUとして表した数値でコンテナの取扱個数を換算した上で集計しておりましたが、今後はこれに加えまして、TEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数や、コンテナ種別の取扱個数について集計しようとするものです。

次に、上段の枠書きの3つ目の○ですが、本年3月に閣議決定されました第Ⅱ期基本計画におきましてオンライン調査を推進することが求められており、このことに対応しまして、下段の枠書きの3つ目の○ですが、調査方法について、従来の調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入することを計画しております。

誠に恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。「3 審議すべき重点事項」のところですが、御審議願いたい事項について整理しております。

説明内容が少し重複して大変恐縮ですが、「(1) 報告を求める者の変更について」では、調査対象港湾数の変更が前回答申で指摘されたことに対応したものとなっているか、この見直しによって我が国の港湾の利用実態が適切に捉えられるものとなっているかについて、御審議いただきたいと考えております。

「(2) 集計事項の変更について」では、新たに作成する統計に対するニーズや有効性等について御審議いただきたいと考えております。

「(3) 調査方法の変更について」では、新たに導入するオンライン調査の円滑な実施に向け、調査実施者である国土交通省において、都道府県など経由機関や調査員、あるいは本調査の報告者となっている事業者に対する周知や広報などを含め、様々な取組や準備を進めていくこととしておりますが、その対応状況の適否等について御審議いただきたいと考えております。

最後に、「(4) 前回答申における『今後の課題』への対応状況について」の②のところです。現在、出入港届や輸出入申告といった行政記録情報等の活用を図っているところですが、港湾関連手続の電子化の更なる進展状況等を踏まえ、行政記録情報等の一層の活用が求められており、その取組状況等について御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

本件は、サービス統計・企業統計部会に付議し、詳細については同部会で審議いただくこととしておりますが、ここで御質問あるいは御意見はありませんか。

無いようでしたら、私から1件ですけれども、オンライン調査をやるという話と（4）の②の行政記録情報等の一層の活用ということで、まさにこの統計調査こそ行政記録情報等の活用とかオンライン調査というのが非常に有効に使えるものだと思いますので、そういうものを含めてしっかり検討していただきたいと思います。

では、本件については、サービス統計・企業統計部会で御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただきたいと思います。廣松委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。今回諮問された案件の審議に参加いただくために、資料3のとおり4名の専門委員が本日5月12日付けで任命されています。また、統計委員会令第一条第二項の規定により、部会に属るべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、諮問に合わせて資料4のように指名させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。サービス統計・企業統計部会で審議されています諮問第65号「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更」につきまして、廣松部会長から審議状況の御説明をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、報告いたします。

資料5という2枚紙のホッチキス止めのものと、「（参考）」として第43回及び第44回の結果概要が資料として配布されていると思います。

まず、「1 部会の開催状況等」ですが、商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更についての部会審議は、計4回を予定しております、先月4月4日に第1回目、18日に第2回目の部会を開催いたしました。

1枚おめくりいただきまして、「（参考）」と書いてある3ページに、部会の審議状況の経過及び今後の予定について一覧的に整理しております。部会長として、このような形で審議事項等については、効率的かつめり張りのある部会審議がなされるよう計画的な部会運営を心掛けております。

では、具体的な報告です。

まず、第1回目の部会では、商業動態統計調査の変更のうち、調査対象の範囲及び報告を求めるものについて審議いたしました。

また、第2回目の部会では、商業動態統計調査の変更のうち、報告を求める事項、集計事項及び公的統計の整備に関する基本的な計画への対応等について審議をいたしました。

その結果、商業動態統計調査の変更の内容について、部会としてはおおむね適当と判断されたところですが、後ほど申し上げますとおり、調査実施者から改めて部会に報告をすることとされた事項については、次回の部会で引き続き審議することとしております。

それでは、これまでの部会における審議のポイントについて、簡単に御報告いたします。

1ページにお戻りください。「2 部会における主な議論等」で主な議論の内容として

は3点整理しております。

まず、1点目の（1）です。皆さん御存じのとおり、商業活動というのは様々な業態で行われているわけでございますので、それを踏まえまして、本調査では、事業所のうち大規模卸売店を対象とする甲調査、大規模卸店や大型小売店以外を対象とする乙調査、大型小売店、具体的には百貨店、スーパー等を対象とする丙調査、更に企業を対象とする丁調査という4つの調査から成り立っております。

今回の計画では、主として丙調査と丁調査に関する計画の変更が提案されている訳ですが、そのうち丁調査、すなわち企業を対象とする調査のうち、その対象業種について、従前のコンビニエンスストアに加えて、新たに家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターを追加することとしております。

これにつきましては、我が国の景気動向や消費動向を多角的に把握、分析する上で有用な情報を得るものであることから、部会として適当であると判断いたしました。

関連する部会の結果概要是、「（参考）」の2ページ及び7ページから8ページのところです。

なお、第1回目の部会におきまして専門委員から、本調査において新たにインターネット販売やアパレルの製造小売について把握する必要性や余地がないかとの指摘がありました。これにつきましては、第2回目の部会において調査実施者から報告を頂き、また、部会において審議した結果、インターネット販売については、本調査が商業を営んでいる企業、事業所を対象としているため、本調査で把握したとしても一部だけであること、また、経済センサス活動調査の結果から、他産業分野も含めた実態が把握可能であること、更に報告者負担などを考慮すると、新たにこの調査に調査事項として加えることは難しいと部会として判断いたしました。

また、アパレルの製造小売については、母集団情報であります商業統計調査から該当する店舗か否かを判断できるデータが得られないことから、新たに調査することは困難であるという形で部会として判断いたしました。

続きまして、（2）です。今回の調査では、第Ⅱ期基本計画において指摘されています国民経済計算の四半期別GDP速報（QE）のうち、流通在庫の推計のための基礎統計の整備への対応として、百貨店及びスーパーといった大型小売店を対象とした丙調査において、期末商品手持ち額の項目を細分化するという計画になっております。

これにつきましては、第Ⅱ期基本計画での指摘事項に対応するものであり、またQEのうち、流通在庫の推計の精度向上に資するものであること、更にSNAを担当する内閣府からも従来の要望に対応にしていただいたものである旨の発言があったことを踏まえて、部会として適当であると判断いたしました。

これに関連する部会の結果概要是、「（参考）」の9ページから10ページのところに記載しております。

次に、（3）です。今回、コンビニエンスストアを対象とする調査において、都道府県

の景気動向を把握する基礎資料を得るため、従来は地方経済産業局別単位に取っていたデータを、新たに都道府県別単位に月間商品販売額等を把握する一方で、報告者負担の軽減の観点から、既存店分の月間商品販売額等を把握する項目を削除することとしております。

これに関しましては、「(参考)」の8ページから9ページのところにその議論の概要をまとめしております。

この点につきまして、第2回目の部会において専門委員から、既存店に係るデータは景気動向を把握する上で重要であり、全国値だけでも残せないかといった御意見がありました。

一方で、コンビニエンスストアの既存店に関わる情報は、都道府県別の表章まで行おうとすると、Xといいますか、伏せる部分が多くなり過ぎてしまうこと、また、業界団体が作成する統計においても集計、公表されているものがあることから、次回第3回目の部会において本調査と業界団体のデータとを比較検証することにより、代替データとして特段問題がないか等について審議することとし、その上で結論を得たいと考えております。

今後の予定ですが、第3回目の部会は5月15日、第4回目の部会は23日に開催し、引き続き残された論点の審議を行った上で、答申案について審議することとしております。

その上で、6月16日に開催される統計委員会において答申案を御報告したいと考えております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等はありませんか。

○前田委員 1点だけ質問いたします。(1)のところで「インターネット販売」という言葉と「無店舗小売業」とあるのですが、これの違いは、ここでも説明されているように、「無店舗小売業」というのは、小売業が営むものであって、しかもインターネットだけではなくて、それ以外の通販も含むもの。「インターネット販売」については、インターネットだけであり、かつメーカーから直接売るものも含むもの。そういう違いということでおろしいですか。

○廣松サービス統計・企業統計部会長 御指摘のとおりです。同時に、日本標準産業分類が改定されまして、「無店舗販売業」というのが今度新しく項目として立ちますので、その点の情報は十分出せると思います。

ただ、御指摘のとおり、それとインターネット販売、両者の関係に関しては、現在の商業動態統計調査の母集団名簿になっております商業統計調査からは必ずしも十分把握できないものですから、今回の部会審議では、インターネット販売に関しては、商業動態統計調査の中に含めることは見送ることにいたしました。

○西村委員長 いかがでしょうか。

この点について私も意見がありますので、2点ほどお話ししたいと思います。

インターネット販売については、もちろん無店舗販売のやり方もそうなのですが、実は

既存店もインターネット販売をしていますので、その部分に関しては、こういう大きな調査で全体を把握するのは難しいという部会の御判断は妥当なものだと思いますが、何か考える必要があるのではないかと思います。つまり、無店舗販売イコールインターネット販売ではないので、この部分は将来的には少し考えていかなければいけないのではないかと思います。

既存店に関しては私も非常に強い意見を持っています。特にデータの連続性ということから考えれば、フラグを立ててやらなければいけないとか、いろいろあるということは分かるのですが、余り情報量が減らない形でお願いしたいと思います。もちろん、既存の業態統計を使えばいいということなのですが、カバレッジも違うとか、幾つか問題点もありますので、非常に相関が高いというのであれば、そういう方向に行くというのは十分考えられますけれども、もし相関が余り高くないようでしたら、10店と12店でどのくらい差があるのかよく分かりませんが、その点は慎重に御検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○廣松サービス統計・企業統計部会長 委員会の席で頂いた御意見として、部会で慎重に審議したいと思います。

最初のインターネット販売に関して、販売側から捉えるというのも大変難しくて、これはこの部会の範囲を超えるが、購入者側から捉えるというのも一つあり得るのではないかと思います。ただ、それは消費者側の行動に関するものですので、また別の部会あるいは懇談会等でいろいろアイデアを頂ければと思っております。

○西村委員長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、今、いろんな御指摘がありましたけれども、その点を踏まえて、サービス統計・企業統計部会で御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、「その他」であります。まず、今年1月31日の委員会で答申しました諮問58号の答申に基づき、3月25日に「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の閣議決定がなされたとのことですので、総務省政策統括官室より御報告いただきたいと思います。

○横山総務省政策統括官付統計企画管理官 総務省政策統括官室です。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」という白表紙のものを委員のお手元にお配りしています。答申を頂いたのは1月31日で、閣議決定されましたのが3月25日で、2カ月弱ほど期間がたっております。その経過について簡単に説明いたします。

1月31日に答申を頂きまして、白パンの1ページ目に「はじめに」というところがあります。端書き的に書いたものであります、この後から全ては答申そのものを行っています。それを第Ⅱ期の基本計画案として答申を頂いて、直ちに各省に協議したところです。

この答申につきましては、基本計画部会やワーキングにおきまして、半年余りで50回ほど御審議いただいております。そのため各省協議はすぐに終わりまして、特段の変更もありませんでした。

2月中旬から自民党の総務部会と公明党の総務部会に説明を行い、併せて官邸の政務の両副長官にも時間を取っていただき、説明しました。

3月19日に自民党の総務部会で40人ほどの議員を集めまして、この基本計画について説明しまして、御了承いただいた後、3月25日に閣議決定されました。

実は総務省では電子決裁を推進しておりまして、通常閣議請議というのは紙で行うのですが、総務大臣の意向で、この基本計画の閣議請議については電子決裁で初めて総務省として実施しました。総務大臣も閣議におきまして、この公的統計の基本計画については各省と連携して推進していくという発言もありました。委員各位、各府省の皆様には心から感謝申し上げます。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

当委員会の指摘事項が反映されているということです。今後、基本計画の進捗については、統計法第55条に基づき、総務大臣より報告されます「統計法施行状況報告」の審議などの機会を捉えて確認していただきたいと思っております。皆様におかれましては、御協力のほどお願ひいたします。

次に、もう一件ですが、経済産業省より御報告があります。「経済産業省生産動態統計調査」の変更について、昨年5月、統計委員会に諮問第51号として諮問があり、7月に答申したところです。今回、本調査の変更に関しまして訂正があったとのことですので、経済産業省から御説明願います。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 経済産業省鉱工業動態統計室長の秦です。

このたび、当方のミスによりまして多大な御迷惑をお掛けしました。誠に申し訳ありません。

参考4で説明いたします。

生産動態統計調査、略して「生動調査」と私どもは申しておりますが、この調査は毎月調査し、公表しております。

今年1月分の公表後に省外の統計ユーザーからの指摘により、一つの統計表が欠落していたということが判明しました。そこで、私どもとしては、すぐにその統計表を作成し、公表したところです。

その後、原因をたどりましたら、26年調査計画の変更について、総務大臣への申請や統計委員会へ提出しました資料に誤りがあったということが判明した次第です。

「1 事案の概要」で御説明いたしますと、生動調査票は様式が111種類ほどあります。その一つに織物生産月報という調査票があります。調査票の様式は資料の3枚目に付いております。この調査票の調査項目といたしましては、生産、出荷、在庫に係る製品総合欄、更にこの生産について詳細に調査しております生産内訳欄などがあります。26年改正では調査票様式の変更は行いませんでしたが、集計様式の見直しを行ったところでございます。

今回ミスが発生したのは「生産内訳欄」に関してです。

資料の2枚目になりますように、集計様式の変更においては、正しくは生産内訳欄の表の上の方にあります「綿スフ織物業」、私どもは「業態」と言っておりますけれども、これらの4つの業態内訳のみを削除すべきところを、誤って表全体を削除してしまったことによります。

資料の1枚目に戻っていただきまして、「2 経緯」にありますように、1月分を3月14日に公表しましたところ、4月2日の夕方、この調査票の報告者の業界団体から公表漏れについて指摘を受けたところです。

「3 これまでの対応」といたしましては、26年改正では、全部で111種類の調査票のうち42について改正を行いましたが、織物生産月報では改正を行っておりません。したがいまして、当初、調査が継続されている生産内訳欄については、本来公表すべきものが漏れていたという判断の下、急ぎ作業を行い、翌日昼に公表したものです。

その後、原因究明の中で、そもそも総務大臣への調査計画変更に係る申請資料でありますとか、統計委員会への諮問資料に誤りがあったことが判明した次第です。

御説明申し上げたとおり、その時点で承認を頂いておりました調査計画では、この集計様式はない状態となっていましたので、26年調査計画について、遡及し、修正させていただくため、この度改めて集計様式の新設として調査計画の変更を申請し、西村委員長、西郷部会長に御判断いただき、本日配布資料の参考3のとおり、4月30日に総務大臣の承認を頂きました。

今回の事態につきましては、ひとえにチェック不足が原因でありますと、本来あってはならないものと思っております。

再発防止につきまして、改正業務担当者と調査票の実査担当者間の連絡を十分密にし、それから詳細なチェックシートを用いて調査票様式と集計様式との整合性や関連チェックを十分行うなど、改正の内容について二重、三重のチェックを徹底し、適切な措置を講じることによりまして、今後このようなことが二度と起きないよう万全の体制で臨みます。

以上、お詫びいたしまして、本件を報告申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございました。

本件については、説明者から御説明がありましたように、担当部会である産業統計部会の西郷部会長と、委員長である私に事前に相談がありました。西郷部会長と私としましては、本日配布資料の参考5「『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」の「1 (2)」に基づいて、今回の変更は軽微な事項と判断いたしました。

ただいまの説明について御質問等があれば、お願いしたいと思います。

ありがとうございました。

本件は、処理の仕方としては軽微であるのですが、実態としては軽微ではなくて、かなり重要な問題であります。再発防止のために気を引き締めて対応しなければならないという認識を皆さんと共有させていただきたいと思います。

最後に、今後、委員会運営について委員の間で留意した方が良いと思われることがあり、それを委員申合せとしてはどうかと考えました。資料6を御覧ください。

この案は、統計委員会の委員が、各府省が所管統計の検討、改善のために主催する各種の研究会等に正式な構成員として新たに参加することを可能な限り控えるということを申し合わせるものです。

まず、その趣旨について申し上げたいと思います。

統計の質の向上のため、統計作成部局が内部の検討会議や委託研究を行うことは大変望ましいですし、強く奨励したいと思っています。その際に、現職統計委員会委員を含め、専門家を適宜、場合によっては連続で呼んでヒアリングと意見交換するということも強く奨励したいと思っています。

この意図は、統計作成部局が、統計の目的に照らして業務上必要なノウハウを自ら蓄積し、それを有効に使えるようにするためです。

同時に、統計の中立性の観点も強く意識する必要があると思います。特に、統計委員会は、最終的に日本の統計の在り方に大きな影響を与える重要な委員会であり、「中立性」が求められています。その中立性に疑念が生じるような、委員会の判断の正当性が損なわれるおそれのある行為というのは、統計委員会のガバナンス上、極力避けることが望ましいと考えています。

したがって、統計作成部局内部の検討会議や委託研究の研究会座長、委員といった責任が生じるポストに現職統計委員会委員が就任することは極力避けるべきだと考えています。

最後にもう一度まとめますと、統計作成部局が内部の検討会議や委託研究を行う過程で、特に重要な専門家でもある現職統計委員会委員からヒアリングし、意見交換を単発若しくは連続で行うということは強く奨励したいと思います。しかし、統計委員会のガバナンス上、現職統計委員会委員が特定の統計作成部局に強く関わることは避けなければならないと考えています。

以上が今回お示しした委員申合せ案の趣旨であります。

ただいまの説明及び委員申合せ案について、御意見、御質問がありましたらお願ひいたします。

それでは、委員申合せ案についてお諮りいたします。「各府省が主催する研究会等への参画について」を資料6の案のとおり委員申合せとすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○西村委員長 ありがとうございました。

それでは、資料6のとおり委員申合せとさせていただきます。

委員の皆様は、各府省の研究会との関係において本申合せの趣旨に沿った対応を取っていただくとともに、各府省の皆様におかれましては、この申合せの運用を円滑にするために、疑問等が生じた場合には、前広に統計委員会担当室に御相談していただくようにお願いしたいと思います。

○西村委員長 本日の議題は以上です。

最後に、次回の日程について、事務局から連絡願います。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は、6月16日月曜日14時から4号館12階の共用1208会議室で開催いたします。詳細につきましては別途御連絡を申し上げます。

○西村委員長 以上をもちまして第75回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。